平成２９年（フ）第３０号
徳島県徳島市下助任町３丁目47番地
債務者　赤松　健一
1　決定年月日時　平成29年３月９日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７８４号
千葉県柏市明原１丁目11番16号　寓話館202号
債務者　村松　鉱治
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２号
千葉県柏市新柏３丁目３番地20　アプローズ新柏201号
債務者　武内　義二
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６５号
千葉県柏市豊四季281番地４　レオパレスＭＩＵＲＡＩ一105号
債務者　斉藤　隆夫
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目11番28一104号
債務者　佐藤　厚子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第９６号
千葉県柏市北柏４丁目６番地９　ハイツアオキ201号
債務者　清水　秀敏
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２号
神戸市灘区赤松町２丁目１番35号　サンビルダー六甲山ノ手Ⅱ301、従前の住所神戸市兵庫区東柳原町１番６一501号
債務者　上田　　太
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０号
神戸市東灘区御影本町８丁目12番９号サンボックス御影305号、従前の住所兵庫県明石市小久保３丁目15番地の23ハーモニーハイツⅡ309号
債務者　秋田　有美（旧姓八橋）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４号
神戸市長田区長楽町３丁目７番１号ハビット鷹羽303号
債務者　金山　知沙（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３６号
神戸市灘区大内通４丁目５番11号
債務者　武田　尚也
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３７号
神戸市北区花山東町２番14一510号
債務者　新森　正一
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５２号
神戸市長田区海運町７丁目１番３一404号
債務者　井上　泰代
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４号
千葉県袖ケ浦市蔵波台６丁目34番地２
債務者　齋藤理恵子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１０号
千葉県富津市千種新田１番地２　県営住宅Ｄ棟105号
債務者　秋山千恵子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１２号
青森県むつ市金谷２丁目１番８号
債務者　堀内　綾乃
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
青森市桜川５丁目22番Ｃ一206号
債務者　菊池　輝子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係